

秋田市告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月25日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21041	南通宮田11号線	南通宮田16番46地先		
		南通宮田16番47地先		
21042	南通宮田12号線	南通宮田16番34地先		
		南通宮田16番39地先		
100326	曾場4号線	河辺三内字曾場台69番13地先		
		河辺三内字曾場台9番13地先		

2 縦覧期間

令和6年12月25日から令和7年1月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和6年12月29日から令和7年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで